

発行所

株式会社 F P シミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

法人設立前の消費税の課税仕入れ

Q: 当社は設立したばかりの会社です。設立準備期間中に支出した創業費や開業費については、消費税の課税仕入れの時期はいつになりますか。

A: 設立後最初の課税期間の課税仕入れとすることができます。

【解説】

創業費や開業費は、その支出の効果が翌期以降にも及ぶということで、繰延資産となりますが、繰延資産であっても、原則として、課税資産の譲渡等があった時点が消費税の課税仕入れの時期となります。

すなわち、翌期以降に支出の効果が及んでも、取引の時点で課税取引となるのであって、翌期以降に課税仕入れとなるわけではありません。

ただし、法人の設立期間中に、その設立中の法人が課税資産の譲渡等や課税仕入れを行った場合には、その設立期間がその設立のために通常要する期間であると認められる限り、その法人の設立後最初の課税期間における課税資産の譲渡等及び課税仕入れとすることができます。

したがって、法人設立前に支出されている創業費や開業費についてはその取引の内容が消費税の課税対象となるものであれば、設立後最初の課税期間の課税仕入れとすることができます。

